

議題2 若者への支援について

【協議をお願いしたい理由】

県では、子どもみらい計画に基づき、困難を抱える若者の支援を行っていますが、それでもなお、支援制度の狭間からこぼれてしまう若者や、支援にアクセスできずにいる若者がいると言われています。

そこで県では、若者の中でもとりわけ、学校や養護施設等とのつながりが途切れた概ね18歳から29歳までの支援の必要な者を、制度の狭間に陥りやすい者として着目し、支援につなげる仕組みを検討したいと考えています。

委員の皆様から支援の仕組みを検討するためのヒントをいただきたいので、例えば、「支援を必要とする若者がいるのに使える支援がない」「使い勝手が良くない」など、日ごろ若者と接する中で課題と感ずることを、自由にご発言いただけるとありがたいです。

例えば・・・

- ・当団体で支援する若者に住まいの支援が必要な者がいたが、行政が困窮者向けに提供している住居はとても古く、空調やWi-Fi環境は整備されておらず、他の入居者は高齢者ばかりで、若者が耐えられる居場所になっていない。
- ・当校の相談窓口に来た学生のほとんどが、子ども若者向けのLINE相談について知らず、利用できるのに利用していなかった。
- ・多くの給付金が世帯に対して支払われるため、虐待を受けている家庭の若者は、給付金の恩恵を受けられない。